

4 財政援助団体等監査

都が交付している補助金等が、補助目的に沿って使われているか、出資している団体が、出資目的に沿った運営をしているかなどを監査しました。

平成 1 8 年は、補助金等交付団体、出資団体（都が資本金等の 2 5 % 以上を出資している団体）、公の施設の管理受託団体及び各所管局について、平成 1 6 年度及び平成 1 7 年度の事業を対象として監査を行いました。

監査の結果、3 2 件の指摘及び 5 件の意見・要望を行いました。

監査実施団体数及び指摘等の件数は、以下のとおりです。

監査実施団体内訳と指摘等件数

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	指摘等件数
補助金等交付団体	2 , 6 2 5	1 3 4	1 5 (1)
出資団体	5 1	1 3	1 3 (3)
公の施設（注 1）の管理受託団体	2 5 【 4 2 】	8 【 1 0 】	9 (1)
合 計	2 , 7 0 1	1 5 5	3 7 (5)

（注 1） 住民の福祉を増進するために、普通地方公共団体が設ける施設です。（美術館、社会福祉施設など）

（注 2） 【 】書きは補助金等交付団体及び出資団体との重複分を含めた団体数です。

（注 3） () 書きは意見・要望事項の件数で内数です。

主な指摘、意見・要望事項は、次頁のとおりです。

▶ 経常費補助金の返還を求めるべきもの

生活文化局が行っている私立学校経常費補助は、1週間に5日以上勤務する教職員の人数に応じて、その人件費の一部を補助するとしています。この補助金を申請する場合には、校長を含む全教職員の出勤簿を備えておかなければならないとしています。

しかし、学校法人Eにおける補助金交付状況を見たところ、校長の出勤簿が備えられておらず、勤務実態が確認できないまま補助金（約429万円）が過大に交付されていました。

（【指摘事項】学校法人E、生活文化局）

▶ 給水装置を適正に使用すべきもの

産業労働局が財団法人東京都農林水産振興財団に管理運営業務を委託している青梅畜産センター（旧畜産試験場）では、牛、豚、にわとりなどの飼育に使用するため、井戸水の配管を場内に設置しています。

このうち乳牛の搾乳舎の水道管について見たところ、水道法施行令では給水装置の構造は、水道給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないことと定められているにもかかわらず、水道管と井戸水の配管とが直接連結されており、不適正な状況が認められました。

（【指摘事項】産業労働局）



青梅畜産センター正門

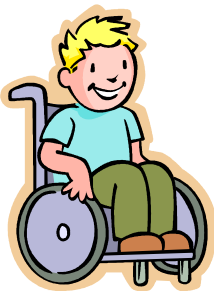
➤ 障害者用駐車場の整備の可能性を検討し、適切な対応を進めるべきもの

東京都福祉のまちづくり条例では、公園・動物園等の駐車場を設ける場合には、障害者のための駐車スペースを園路に接続しやすい位置に設けるように努めなければならないとしています。

しかし、財団法人東京動物園協会が管理している4つの動物園のうち、園専用の障害者用駐車場が設置されているのは1園だけとなっています。

駐車場の設置可能なスペースがある動物園も認められることから、障害者用駐車場の整備の可能性について検討し、適切な対応を進めるよう求めました。

（【意見・要望事項】財団法人東京動物園協会、建設局）



➤ 対象を限定せずに障害者スポーツ団体等への支援を行うべきもの

社団法人東京都障害者スポーツ協会は、都の委託事業として、障害者スポーツ団体等への支援事業を実施しており、都との協定によれば、支援を「最も適切な方法により」実施するものとされています。

しかしながら、協会は、協会に団体登録し、かつ、協会の個人正会員等が所属している団体に助成金の対象団体を限定しており、適切ではありませんでした。

（【指摘事項】社団法人東京都障害者スポーツ協会、福祉保健局）